

年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けた
プロモーション・受入体制の構築等に係る業務委託仕様書
(企画提案時)

令和7年3月

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課

目次

1	委託件名	・ ・ ・ ・ ・	
2	履行期間	・ ・ ・ ・ ・	
3	本業務の目的	・ ・ ・ ・ ・	
4	本業務の内容	・ ・ ・ ・ ・	
5	乙の責務	・ ・ ・ ・ ・	4
6	総括責任者及び各業務責任者の選任等	・ ・ ・	4
7	その他	・ ・ ・ ・ ・	4

本仕様書は「年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けたプロモーション・受入体制の構築等に係る業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 委託件名

年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けたプロモーション・受入体制の構築等に係る業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 本業務の目的

海外においては、「デジタルノマド」とよばれるIT技術により場所を選ばず働くことのできる人々が年々増加しており、デジタルノマド専用のビザを発給する国は約50か国・地域にも及ぶ等、その受入れに向けた都市間競争が進んでいる。

本市においては、全国に先駆けて令和5年度にデジタルノマド誘致の取組みを開始し、令和6年度においては誘致イベントに係る参加者数及び滞在消費も大きく向上する等、着実に成果が上がっている。

本業務においては、これまでの取組みをさらに進め、誘致イベントの期間に止まらず年間を通じたデジタルノマドの来訪を促進していくために、海外へのプロモーションを強化すると共に、デジタルノマドを受け入れる福岡独自の地域コミュニティを組成させることで、デジタルノマドがいつでも本市に関する情報に触れ、また安心して福岡を訪れることのできる受入環境を整えるものである。

※本仕様書において、「デジタルノマド」とは、“ITを活用し、旅をしながら働くことにより、旅先で長期間の滞在を行う者”とする。

4 本業務の内容

(1) 全体業務関連

- ・本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(5)の業務を遂行するための実施計画（スケジュールを含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。
- ・本業務遂行にあたっては、デジタルノマドの趣味嗜好や行動特性、求められるニーズ等について、相応の知識を有するメンバーを含めること。メンバーについては、その実績や経歴等を提案書の中に記載すること。
- ・本業務遂行にあたっては、別途公募している『世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンスの開催に係る業務委託』の受託事業者と連携することにより、事業効果の最大化を図ること。

(2) 年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けたプロモーションの実施

- ・年間を通じてデジタルノマドの来訪を促進するためのプロモーション方策について具体的な提案を行うこと。提案にあたっては、本プロモーションはイベントへの集客を目的としたものではなく、本市の都市特性や受入環境、「(3)年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けた受入体制の構築」により立ち上げたコミュニティの魅力等を訴求することで、日常的に本市にデジタルノマドが訪れる状態を目指して行うものであることに留意すること。

- ・プロモーションについては、ウェブプロモーション、イベント出展等のリアルプロモーション、インフルエンサーマーケティング、SNSを活用したプロモーション、その他キャンペーン等、手法を問わず効果的な方法・内容を自由に提案すること。ただし、一つの手法ではなく、複数の手法を組み合わせた提案とすること。
- ・プロモーション用のウェブサイト構築の際は、当該ウェブサイトでどのような情報を掲載し、どのようにデジタルノマドに訴求するのかを必ず提案すること。また、次年度以降継続して利用する場合のランニングコストについても把握したうえで提案すること。
なお、ウェブサイトを構築する場合には、本市の外国語版観光情報サイト (<https://gofukuoka.jp/>) 上に、当該ウェブサイトへ遷移する入口のページを本市で設けることを予定している。
- ・提案書に記載の各プロモーションについて、プロモーション毎のスケジュール感を示すと共に、その意図や期待される効果について、KPIを設定の上、可能な限り具体的に記載すること。
- ・それぞれのプロモーションの実施によって得られた成果については、最終報告時に数値を示して説明できるようにすること。

(3) 年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けた受入体制の構築

- ・デジタルノマドが本市を訪れる際に、デジタルノマドを受入れ、深い関係性を構築し、コミュニティへの参加やその後のリピーター化、関係人口化、移住・創業等に繋げていくための核となるコミュニティ組織を構築すること。
- ・コミュニティ組織に求められる具体的な役割としては主に下記のような事項を想定しているが、これに限るものではなく、コミュニティメンバー内で実施の意向があったものについては積極的に実施していくこと。

- デジタルノマドに対する本市の魅力紹介やアクセス方法、宿泊先や仕事先等の滞在環境の案内
- 起業や就労、協業、移住など、ビジネスや生活に係る相談対応や適切な専門機関の紹介
- 来訪中におけるコミュニティメンバーとデジタルノマドとの交流機会の提供
- オンラインコミュニティ上での交流を深めるための話題の提供
- 魅力的なデジタルノマド来訪地としていくためのデジタルノマド達との情報交換
- オンライン、リアルにおける定期的なミートアップイベント等の実施
- 他都市の地域コミュニティや海外のデジタルノマドコミュニティ等との交流
- デジタルノマド向けの取組みに係るコミュニティ組織メンバーでの情報交換やサービス開発

- ・コミュニティ組織は、宿泊施設やコワーキングスペース、不動産事業者、コンテンツ事業者、金融会社、旅行会社、IT系企業、投資関連企業、また既に福岡市との関連性を深めているデジタルノマド等、来訪するデジタルノマドとの接点を持つことに意義を有する民間事業者等を幅広く巻き込み、アクティブにコミュニケーションや活動がなされる組織を目指すこと。なお、参加を促す民間事業者等について特段の条件は無いが、特に市内の事業者の巻き込みは積極的に行うこと。
- ・コミュニティの立ち上げにあたり、趣旨に賛同し参加が決まっている企業や団体、個人等がいれば可能な限りで提案書に記載すること。
- ・組織の活動が参加企業・団体・個人のビジネスやネットワーク作りに活かされることで、自主的な参加意欲を高め、次年度以降の活動の自走に繋がっていくことを目指すこと。
- ・コミュニティとしての活動を活発化させ、また参加者をまとめていく主導的な役割を果たすコミュニティマネージャーを置くこと。コミュニティマネージャーに人数の指定は無いが、組織が機能するよう適切な役割の者を適切な人数配置し、運営を工夫すること。コミュニティマネージャーに適した人材やコミュニティ組織の運営体制については提案書に記載すること。

- ・コミュニティは、オンライン・リアルいずれにおいてもデジタルノマドと繋がる運営とすること。オンラインコミュニティのプラットフォームを何にするかは、その理由も含め提案書に記載すること。
- ・コミュニティメンバーの提供するサービス（宿泊やコワーキング、体験等）については、情報を集約し、「(2) 年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けたプロモーションの実施」の取組みの中で情報発信や掲載等を行うこと。
- ・コミュニティメンバー間の関係性構築や来訪したデジタルノマドが気軽に参加できる場づくりを目的として、定期的なミートアップイベントを実施すること。
- ・本コミュニティと海外のローカルデジタルノマドコミュニティとの繋がりを深め、相互往来推進やスキルシェア、ビジネス面でのネットワーク確立等を目的として、海外におけるデジタルノマドコミュニティと連携した相互往来プログラムを企画・実施すること。連携する海外のローカルデジタルノマドコミュニティについては、デジタルノマド受入の先進地であり、本市コミュニティと継続した関係性構築が期待できる地域から2カ所選り提案すること。また、相互往来プログラムの中で実施を想定する内容についても記載すること。

(4) デジタルノマドの誘客に係る効果の測定、事業全体の報告書作成

- ・年間を通じたデジタルノマド誘客の取組みによる効果を示すため、市内に来訪するデジタルノマドの数を調査し、調査によって把握できた実数やそこから導き出される推計値等について報告すること。数の把握にあたっての調査方法については提案書の中に記載すること。
- ・人数調査を行うに際し、可能な範囲で対象者の属性情報や滞在期間、1日当たりの消費額等についてのアンケートを収集し、その情報を基に、年間での滞在消費額を推計し、報告すること。その方法や項目内容については、事業者決定後に甲と乙で協議の上最終決定する。
- ・効果測定に係る最終報告は令和8年3月を予定しているが、中間段階におけるその時点での調査・分析状況を10月～12月頃に報告すること。なお、中間段階及び最終報告の内容については、「(3) 年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けた受入体制の構築」により立ち上げたコミュニティに参加している事業者等への共有を想定している。
- ・業務完了後、本委託業務に係る全体報告書、プロモーション用に撮影した写真データ等を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、プロモーション実績の分析結果、アンケートの集約結果、今後のプロモーションの方向性に関する提案等を記載すること。
- ・種類：紙媒体（1部）、電子データ ※写真や動画等は電子データのみ

(5) その他

- ・その他、本業務全般について、仕様書に記載する事項以外に、「3 本業務の目的」に資する追加提案がある場合は具体的に提案すること。
- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で

甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

(4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務を通じて撮影した写真や映像等の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は原則として甲が保有することとする。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。